# The state of the s

令和6年8月20日 —**284号**—

~やまぐち・くらし安心ネット通信~

発行:山口県消費生活センター

消費生活 トラブル<sub>情報</sub> 中古車の売却トラブル ~買取金額を減額される!?

#### 相談事例

中古で購入した車を売却す

るために、複数の買取業者 に見積もり依頼をした。

査定後、一番高い金額を提示した業者と契約し車を引き渡したが「検査で事故車と判断されたので、買取金額を引き下げたい」と

事故したことはなく、購入 時にも事故歴はないと聞いて いるので、<u>納得できない</u>。

<u>連絡があった</u>。

#### アドバイス

- ✓ <u>査定して契約した後に</u>、 修復歴や事故歴を理由に 契約の解除や<u>減額を求め</u> られても応じなくてよい
  - ※修復歴や事故歴は必ず 査定時に申告すること!
- ✓ <u>キャンセル料金や支払い</u> 条件などを事前に確認! 契約書の内容や代金の受 け渡し方法についても事 前に確認しておこう

参考:国民生活センター「車を売る際は要注意!中古車の売却トラブル」

困ったときの消費者ホットライン「188番」ご案内の流れ

※相談窓口につながった時点から、通話料金のご負担が発生します(相談は無料です)

お住いの地域の相談窓口または

山口県消費生活センター等

音声案内に従って番号を入力(お住まいの地域を確認するための音声案内が流れます

#### 注意情報

### 新紙幣発行に伴うトラブル





「旧紙幣は使えない」「新紙幣と交換する」 「その新紙幣は偽物だ」

もしもこんな話をされたら…

## 詐欺を疑う!!



- □新紙幣が発行されても、旧紙幣は使用できる
- □ 金融機関や行政機関が交換を求めることはない
- □あやしいと感じたらすぐに警察に相談しよう

参考:国民生活センター「新紙幣発行に伴うトラブルにご注意ください」

∘5DGs

お知らせ

# 「わたしの消費のSDGs」 フォトコンテストを開催中!



**人や環境にやさしいエシカル消費などのSDGsの取り組み**について <mark>写真を投稿したり、いいな!と思った写真に投票</mark>して、消費のSDG sを広めていきましょう!

#### <募集期間>

R6年7月 I 日(月)~9月30日(月)

#### <参加資格>

県内に居住又は通勤・通学されている方



▲詳しくは▲ 特設Webページを ご覧ください。

山口県消費生活センター 〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL:083-924-0999(相談)/083-924-242I(消費者教育)FAX:083-923-3407

相談受付時間

[月~金] 8:30~17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです

まなべる利用時間 [月~金] 9:00~16:30 (入場受付16:00まで) ※団体利用を希望される場合は事前にご連絡ください